

令和3年4月1日

内閣官房長官 加藤勝信 殿

参議院 議院運営委員長
水落敏栄

議案等の誤りや参議院への説明遅延について

今国会では、内閣提出議案に関して、議案や関連資料の誤り、提出状況等に関する参議院への説明遅延が相次いでいます。

まず、「地域的な包括的経済連携協定」の国会提出テキスト、「銀行法等改正案」や「産業競争力強化法等改正案」の議案に誤りがあり、「デジタル改革関連法案」では関連資料に誤りがあったことに加え、誤りの内容を説明する資料にも誤りがありました。

また、「在日米軍駐留経費特別協定」が閣議付議期限に間に合わないこと、参議院先議が予定されていた「貿易保険法改正案」の提出を取り下げること、「デジタル改革関連法案」の関連資料に誤りがあったことについて、参議院への説明が遅延しました。

その後、政府で再点検を行った結果、「新型インフルエンザ等特措法等改正案」で内閣提出の議案に誤りが判明するなど、議案や関連資料に数多くの誤りが見つかりました。

一連の事案について、議院運営委員会理事会において、内閣官房長官及び内閣官房副長官から、経過の報告と陳謝がありました。このような事案が重なったことは、国会軽視と言わざるをえません。誠に遺憾であります。

議案は誤りのある内容で議決されてしまうと国民の権利義務に重大な影響を及ぼし、また、国民生活、経済活動に混乱を招きかねないこと、関連資料は複雑高度化した議案の内容の理解を助け、充実した国会審議を行う上で欠かせないものであるとともに、国民への説明責任を果たす手段の一つとなっていることから、政府に対しては、強く反省を促すとともに、今後、このような事案が生じないように、全府省庁に再発防止策を徹底することを求めます。